

介護保険関連車両の「警察署長の駐車許可」の取扱い

愛知県警察本部交通規制課

1 駐車許可要件

駐車許可は、下記のいずれにも該当する場合に限り許可されます。

【根拠】 道路交通法第45条第1項

愛知県道路交通法施行細則第3条の5

- (1) 許可を受けようとする駐車の間
ア 駐車に係る用務の目的を達成するため必要な時間を超えるものでないこと。
イ 駐車の間が、駐車により交通に危険を生じ、又は交通を著しく阻害するものでないこと。
- (2) 許可を受けようとする駐車の間
ア 道路標識により、駐車が禁止されている場所であること。
※ 駐停車禁止場所、法定駐車禁止場所は許可の対象外となります。
イ 駐車の間が、駐車により交通に危険を生じ、又は交通を著しく阻害するものでないこと。
- (3) 許可を受けようとする駐車の間
ア 公共交通機関等の交通手段によったのでは、その目的を達成することが著しく困難であると認められる用務であること。
イ 道路使用許可を伴う用務でないこと。
※ 例えば、移動入浴車で車内からホースを直結させて屋内に給湯する方法による場合は、道路使用許可の対象になります。
- (4) 許可を受けようとする駐車の間が、次に掲げる範囲内に駐車可能な路上駐車場、路外駐車場及び駐車が禁止されていない道路の部分がいずれも存在せず、又はこれらの利用が困難であると認められること。
ア 重量貨物又は長大な貨物の積卸し、医師等の往診若しくは手当、助産師、介護福祉士等の出張による業務の遂行又は身体の障害その他の理由により移動が困難な者の輸送のため用務先の直近に駐車する必要がある車両にあつては、当該用務先の直近
イ その他の車両にあつては、当該用務先からおおむね100m以内

2 申請に必要な書類等

- (1) 駐車許可申請書（令和7年7月1日から、新様式となりました。） 2通
- (2) 許可を受けようとする駐車に係る用務を疎明する書類 1通
※ 訪問・集配計画書、契約書、事業者の指定通知書の写し等
- (3) 許可を受けようとする駐車に係る車両の自動車検査証の写し等 1通
※ 従業員等の車両を使用する場合
○ 事業所が社用車として借り上げる契約書の写し
○ 駐車許可証を事業者が保管管理する誓約書（原本に限ります。）
- (4) 許可を受けようとする駐車の間及びその周辺の見取図 2通
（建物又は施設の名称等が判別できるもので、当該駐車の間を明示したもの）

- ※ 訪問先の一覧表（住所、氏名を記載したものです。）
- ※ 既存の地図等に駐車場所や訪問先の明示が可能となります。

3 申請先

駐車を必要とする場所を管轄する警察署交通課の窓口となります。
（申請から許可までは、通常3日必要となります。）

- ※ 駐車場所が複数の警察署の管轄にわたるときは、そのうちいずれか一つの警察署交通課の窓口で申請可能となります。
（申請から許可までは、1週間程度必要となります。）

4 注意事項

- (1) 許可を受けた場所で駐車している間は、車両の前面の見やすい箇所に駐車許可証及び許可を受けた場所を明示した地図等を掲出してください。
- (2) 駐車許可証は、事業者が保管管理し、紛失や不正防止に努めてください。
- (3) 許可後に訪問先を追加したい場合は、追加したい訪問先と許可を受けたい場所を明示した見取図等を、既存の駐車許可証の原本や写しと一緒に駐車許可証を交付した警察署に提出して審査を受けてください。

- ※ 新規の申請と同様に審査を要するため、交付まで通常3日必要となります。

- (4) 事業所の車両が5台以上となった場合（借上車両を含む。）は、事業所を管轄する警察署交通課に安全運転管理者の選任届を提出してください。

- (5) 令和7年4月1日から、警察署窓口の受付時間が、

9時00分から16時00分まで

となっていますので受付時間内に申請をしてください。

5 問い合わせ先

申請先の警察署交通課又は愛知県警察本部交通規制課にお尋ねください。

駐車許可申請書

申請書を提出する日

●年 ●月 ●日

愛知県 ● 警察署長 殿

住所（所在地）

○市○区○町○丁目○番地

申請者 氏名（名称）

○○介護事業所 ※法人、病院等

代表者 ○○ ○○

電話

必ず連絡が取れる電話番号

番号標に表示されている番号	名古屋○○○か・○○○（自動車検査証等に記載のとおり）
許可を受けようとする日時期間	○7年7月1日9時から○10年6月30日21時まで ※24時間制 最長3年間となります。※ 申請に係る具体的な用務の日時となります。 ※ 事業所の業務時間等となります。
許可を受けようとする場所	「別紙訪問先付近道路」、「別紙配達先付近道路」又は「別紙見取図のとおり」 ※ 別紙で住所番地等を一覧で記載してください。 ※ 既存の地図に訪問先や駐車場所を合わせて記載することができます。
許可を受けようとする理由	訪問介護のため、商品配送のため ※ 許可を受けようとする理由や業務等を記載してください。 ※ 複数の理由で申請したい場合は、複数の理由を記載して下さい。

第 号

駐 車 許 可 証

上記のとおり許可する。ただし、次の条件に従うこと。

条 件	
-----	--

年 月 日

警 察 署 長 印

備考 1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

2 申請者は太枠内を記入すること。

駐車許可証等を掲出しても駐車することができない場所等

駐車許可証や駐車除外標章を掲出している、以下のような場所又は方法では駐車できませんので、注意してください。

● 停車及び駐車を禁止する場所 (道路交通法第 44 条関係)

※道路標識等により駐車することができることとされている場合を除く

<p>駐停車禁止の標識や標示のある場所</p> <p>駐停車禁止標識 駐停車禁止標示</p>	<p>交差点とその端から 5メートル以内の場所</p>	<p>トンネル</p>	<p>坂の頂上付近</p>	<p>勾配の急な坂</p>
<p>横断歩道、自転車横断帯とその端から 前後に 5メートル以内の場所</p>	<p>踏切とその端から 前後 10メートル以内の場所</p>	<p>軌道敷内</p>	<p>道路の曲がり角から 5メートル以内の場所</p>	
<p>安全地帯の左側とその前後 10メートル以内の場所</p>		<p>バス、路面電車の停留所の標示板から 10メートル以内の場所 ※運行時間中に限る</p>		

※これらの場所のほか、パーキングエリア等を除いて高速自動車国道及び自動車専用道路も駐停車禁止です (道路交通法第 75 条の 8)。

● 駐車を禁止する場所 (道路交通法第 45 条関係)

※道路標識等により駐車をすることができることとされている場合を除く

<p>駐車場、車庫などの自動車用の 出入口から 3メートル以内の場所</p>	<p>道路工事の区域の端から 5メートル以内の場所</p>
<p>消防用機械器具の置場、消防用防火水槽、これらの道路に接する出入口から 5メートル以内の場所</p>	<p>消火栓、指定消防水利の標識が 設けられている位置や消防用防火水槽の 取り入れ口から 5メートル以内の場所</p>
<p>火災報知機から 1メートル以内の場所</p>	<p>駐車した場合、車の右側の道路上に 3.5メートル以上の余地がなくなる場所</p>

● 停車又は駐車の方法 (道路交通法第 47 条関係)

※道路標識等により駐車をすることができることとされている場合を除く

歩道や路側帯のない道路では、道路の左端に沿い、歩道や路側帯のある一般道路では、車道の左端に沿って駐車すること (歩道上駐車、右側駐車、斜め駐車は違反)

幅 75 センチ以下の路側帯、駐停車禁止路側帯 (実線と破線)、歩行者用路側帯 (実線 2 本) には駐車しないこと

幅 75 センチを超える路側帯に 駐車するときは、車両の左側に 75 センチの余地をあげる

路側帯に車両の全部が入っても、 まだその左側に 75 センチを超える 余地がある場合は路側帯に沿うこと

● 時間制限駐車区間における駐車の方法 (道路交通法第 49 条の 3 関係)

8-20 P60

○ 枠内駐車 × 枠外駐車

● 自動車の保管場所について (保管場所法第 11 条関係)

保管場所としての道路使用の禁止

長時間駐車禁止
※政令で定める場合を除く

8 時間以上 — 夜 — 12 時間以上

長時間… 12 時間以上 (夜間 8 時間以上)

駐車許可・駐車規制の除外措置 の見直しのお知らせ

駐 車 許 可

見直し前

見直し後

都道府県ごとに申請書の様式が定められていました。



申請書の様式を全国的に統一します。

申請時に必ずすべての関係書類の添付が必要でした。



定型的な申請で、過去の申請と同内容のものは関係書類の添付を省略できるようになります。

駐車場所を管轄する警察署ごとに申請が必要でした。



駐車場所が複数の警察署の管内にまたがる申請は、そのうちいずれかの警察署に申請すればよいこととなります（ただし、愛知県内の警察署に限ります）。

許可を受けようとする用務ごとに許可期間を定めていました。



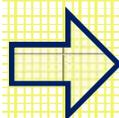
反復継続的な用務に係る許可証の有効期限が最長3年となります。

駐 車 規 制 か ら の 除 外 措 置

見直し前

見直し後

医療関係では緊急の往診及び手当のため医師が使用する車両が対象でした。



看護師等が医師の指示を受け、直ちに患者宅等を緊急訪問するための車両又は助産師が緊急訪問するための車両が除外の対象となります。

都道府県ごとに申請書の様式が定められていました。



申請書の様式を全国的に統一します。

施 行 日

令和7年7月1日から

ご不明な点は愛知県警察本部交通規制課・各警察署交通課までお問い合わせください。



愛知県警察

**シートベルト
(チャイルドシート)
全席着用!!**

**後部座席同乗者
も必ず着用!!**

カチッ!

交通事故の際の衝撃

「子供が嫌がるから」「ちょっとそこまでだから」と安易に考えていませんか？
交通事故時に受ける衝撃はとて大きく、決して「膝」や「抱っこ」で支えきれ
るものではありません！

〈衝突時に受ける衝撃力の目安〉

※速度によって、以下のビルの高さから落下したのと同じ程度の衝撃を受けます。



シートベルト(チャイルドシート)の着用効果



車が衝突した場合、急停車した車内では、固定されていない人や物体が車内のダッシュボードやフロントガラス等に激突して、重大な被害を受ける危険性が高くなります。
また、事故の衝撃により、窓やドアから車の外へ放出される可能性があります。

シートベルト等を着用することで防ぐことができます。

その結果、死亡・重傷のリスクが下がり
死亡事故防止に大きな効果があります。

ドライバーの皆さん、
「自分の命だけが助かればいいのですか？」
後部座席もシートベルトを!!

ドライブレコーダー が捉えた 交通事故の瞬間

1

歩行者の交通事故



2

四輪車・二輪車の交通事故



3

歩行者の交通事故



4

自転車の交通事故



5

自転車の交通事故



6

一時停止集



交通事故を防ぐために
あなたならどのような運転をしますか。



灯して事故防止

安全の「あかり」を



愛知県警察交通安全大使
須田亜香里

愛知県警察・(株)TWIN PLANET

愛知県警察交通部
公式 X



愛知県警察 公式
YouTubeチャンネル



止まれ
STOP

びびたつと止まっつて

自転車も

びびたつ

安全は正しい停止から
停止線の直前で停止し安全確認を!

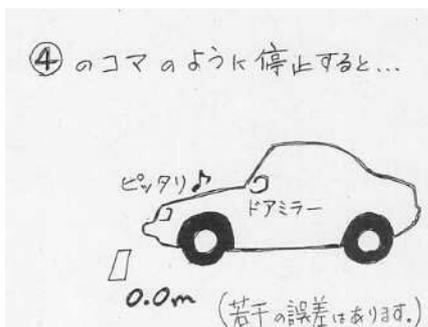
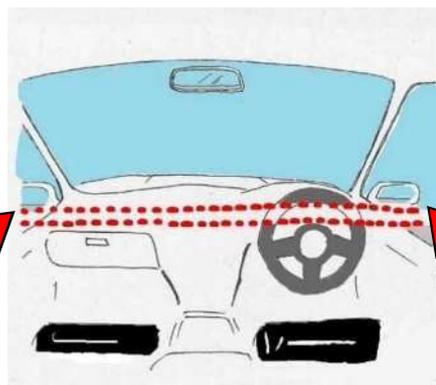
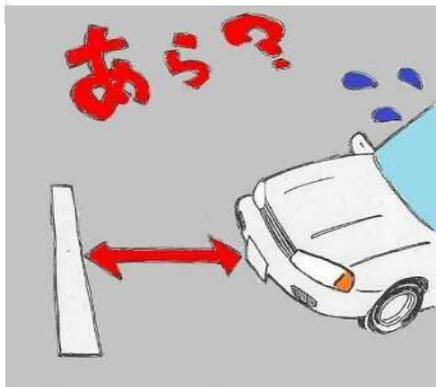
愛知県警察



この標識により一時停止すべきことが指定されているときは、停止線直前で止まって周囲の**安全確認**を行う必要がありますが…



皆さん直前で止まれていますか？



運転席からボンネット先端に停止線が来るように止まると③のように遠くなってしまいます。

ドアミラーの付根を目安に停止してください。

ドライブレコーダーが捉えた一時停止の啓発動画もご覧ください。

